



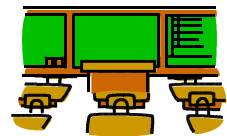
「学校における働き方改革」への取り組み

= 中間まとめと緊急対策より =

平成 29 年 6 月、文部科学大臣から中央教育審議会に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」が諮問されました。これを受け、同特別部会では 9 回にわたり議論を進め、平成 29 年 12 月に「中間まとめ」がまとめられました。

この中間まとめには、主に 5 つの観点から取り組むべき具体的な方策が示されています。

- 学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化
- 学校が作成する計画等の見直し
- 学校の組織運営体制の在り方
- 勤務時間に関する意識改革と制度的措置
- 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備



これを踏まえ、文部科学省では今後中心的に実施していく内容を緊急対策として取りまとめ、進めていく予定のようです。これらの方策の実施には、様々な環境整備が必要不可欠であることから、平成 30 年度予算案には必要額が計上され、国会に提案されました。

(下図参照)

平成 30 年度予算案は衆院本会議で可決され、3 月末までの年度内成立が確定しています。

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための環境整備 【平成 30 年度予算案】

I. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- 持ちコマ数の減等負担軽減とそれに伴う授業準備の充実
 - 小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実（新学習指導要領への対応）・・・ +1,000 人
 - 中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実・・・ +50 人
 - 校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減による学校の運営体制の強化
 - 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員）・・・ +40 人
- ※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で 1,595 人の改善。

II. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進・・・ 61 億円 【SC:26,700 校】 【SSW:7,500 人】
 - スクール・サポート・スタッフの配置・・・ 12 億円(新規) 【 3,000 人】
- ※ 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員のサポートを担当するスタッフ
- 中学校における部活動指導員の配置・・・ 5 億円(新規) 【 4,500 人】
 - 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置促進・・・ 2 億円 【 3,100 校】
 - いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究・・・ 0.1 億円

III. 学校が担うべき業務の効率化及び精選

- 学校現場の業務改善を加速するための実践研究やアドバイザー派遣・・・ 1.3 億円
- 都道府県単位での統合型校務支援システムの導入促進・・・ 3 億円
- 地域と学校の連携・協働を通じた、登下校等の見守り活動の充実・・・ 1.1 億円
- 学校給食費徴収・管理業務の改善・充実・・・ 0.2 億円(新規)

専門性を生かした『チーム学校』を目指して

昨年10月24日（火）、学校事務共同実施推進協議会が開催され、「『チーム学校』による教員の負担軽減について」をテーマに協議が行われました。

教員の負担軽減については、数年前に一度取り上げておりましたが、平成27年12月に「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について」が答申され、法改正も行われてきていることを受け、改めてテーマとなりました。

各委員からは、教員と事務職員等の業務の連携のあり方や、学校経営への参画などについて多くの意見が出されました。

学校はいろいろな職種の職員が協働しておりますが、お互いの業務への理解をより深め、それぞれの専門性や視点を生かしながら、「チーム」として多様化・複雑化している課題解決に向け取り組んでいこうという思いを新たにす協議となりました。



ミニ情報掲示板

○ 扶養手当額の改定について（その2）

平成29年度から扶養手当額が段階的に改定され、次年度以降は右記のとおりとなります。

※（ ）内は、配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額

区分	H29	H30以降
配偶者	10,000	6,500
子	8,000 (10,000)	10,000 —
父母等	6,500 (9,000)	6,500 —

○ 税制改正について

年末調整にも係る税制の改正に関する主なポイントをお知らせします。

	主なポイント	実施時期
平成29年度税制改正	・ 配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いの変更 ⇒（給与収入のみの場合） 年収150万円までは控除額38万円 年収150万円超201.6万円未満までは段階的に引き下げられるが控除あり	平成30年1月～
平成30年度税制改正	・ 基礎控除の引き上げ（38万円→48万円） ・ 給与所得控除を10万円引き下げ	平成32年1月～

☆すでにご存知の方もいらっしゃると思いますが、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が創設されています。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>



年度末を迎え、より忙しさが増してくると同時に、今後扶養、通勤、住居などの現況が変わる場合があるかと思えます。

その際は、速やかに事務担当者へお知らせくださるようお願いいたします。